

岩手県告示第548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
あおば薬局	花巻市東宮野目第13地割105番地4	平成30年6月3日
加賀谷消化器科内科医院	釜石市中妻町二丁目10番20号	平成30年6月30日
大川歯科クリニック	下閉伊郡岩泉町岩泉字中家9番地7	平成30年3月31日